

とちぎアーティストスポットバンク登録要領

（目的）

第1条 とちぎアーティストスポットバンクは、文化・芸術団体や個人のアーティスト等（以下、「アーティスト」という。）が「発表の場」として利用可能な栃木県内の施設等（以下「スポット」という。）の情報を登録し、栃木県公式ホームページ（以下「県HP」という。）上で公開することにより、アーティストの活動の場及び県民が文化・芸術に触れる機会を拡充し、地域の文化活動の活性化を図ることを目的とする。

（設置・運営）

第2条 本バンクは栃木県（以下、「県」という。）が設置し、運営を行うこととする。

（スポット登録対象）

第3条 スポットの登録対象は、次の各号のいずれにも該当する事業者または管理者とする。

- （1） 本事業の目的に賛同し、栃木県内にある民間施設又は店舗等で事業を営む者、又は栃木県内の公共施設（ただし、ホームページ『とちぎ文化情報ナビ』において、文化センター・文化会館として掲載されている施設は除く。）や文化財等を管理する者であること。
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者又は管理者でない者。
- （3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規制される業種を営む事業者又は管理者でないこと。

（登録申請）

第4条 登録を希望する者は、所定の電子フォームにより、登録の申請を行うこととする。

- 2 登録及び登録情報の変更、抹消にかかる費用は無料とする。
- 3 登録及び登録情報の変更、抹消の申請は随時受け付ける。

（審査）

第5条 前条の規定により申請があった場合は、申請内容について審査を行う。

- 2 第3条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を行わず、県HP上で登録情報を公開しないものとする。
 - （1） スポットに登録する目的が政治活動又は宗教活動であると判断されたとき。
 - （2） 申請内容に虚偽が認められたとき。
 - （3） 申請内容が公序良俗に反するとき。
 - （4） その他、登録しないことが適当と認めたとき。
- 3 前項の規程により登録情報の公開をしなかったときは、県は申請者に対し通知するものとする。

（登録の変更）

第6条 登録者は、登録の内容に変更が生じた場合は、所定の方法により変更の申請を行わなければならない。

（登録の抹消・取消し）

第7条 登録者は、登録の抹消を希望する場合は、所定の方法により変更の申請を行わなければならない。

- 2 登録者から登録抹消の申出があったときは、県は当該登録情報を抹消するものとする。

3 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、県は当該登録を取消すことができる。

- (1) 第3条に規定する登録対象の条件を満たさなくなったと判断されたとき。
- (2) 登録内容に虚偽が認められたとき。
- (3) 前条の規定による変更の申請をしないとき。
- (4) その他、登録を取消すことが適当と認められたとき。

3 前項の規程により登録情報を取り消したときは、県は申請者に対し通知するものとする。

(事業の終了)

第8条 県は、登録者の承諾なく県HPでの情報の公開を含む本事業の一切を終了することができる。

(その他)

第9条 スポットの登録・活用、各スポットの利用等において、当事者及び第三者に損害やトラブル等が生じた場合であっても、県は交渉等に介入することはなく一切の責任を負わないこととする。

附則

この要領は、令和7（2025）年4月16日から適用する。